

村地下有聲、及至中旬。其響震垣壁、破損器。地裂者數處。其地裂之處、皆有煙氣騰上。而見其中有物、小者如猫、大者如犢。凡數十縱橫奔走。其腹皆赤。其鳴聲似數笛齊鳴。居二三日。皆不知其所之。而地動亦息。人皆謂其所見之物。疑是守宮之大者也。舊傳、本地公城溝中有大守宮。其背廣四五尺。恐即其類也云々。按ずるに、井守村の邑名も、いにしへよりさる大なる蟻蟻住みたるに依りて、邑名に呼べるるべし。泉達録に、越中富山諏訪河原なる諏訪の池は、その深き事幾尋なるを知らず、此の池の主は、蟻蟻に似たる物にて、腹赤く脊黒く、其の丈け丈に餘れり。水面に顯るゝに、胴より上を出し、眼の光すさまじく、見る者驚怖す。といへり。

○七十間門

此の門は、鼠多門橋より金谷出丸への通行門にて、西丸の廓外なる惣門なり。故に藩の諸士といへども、猥りに通行を許されず。葛巻昌興自記に云ふ。元祿元年十二月廿九日、只今迄者、金谷・七十間之御門往來之事、御奥小將組之輩者、雖爲壯年勝手次第罷通。尤幼少之面々者、必以右兩

御門往來仕來。且又御近習諸役人・奥御納戸・御書物奉行等、勝手次第往來仕候處、今日被仰出候者、右八人之御奥小將之外者、幼少之輩も河北・石川御門より可出仕。御馬奉行・三十人頭等者、役所金谷御屋敷邊に有之事候條、可爲勝手次第。且又右に可准輩者、御近習頭中吟味仕可相伺旨被仰出、左之通今日入御覽相極也。

金谷・七十間御門往來之覺

一、御奥小將之内八人

右常往來可仕候。

一、御馬奉行并支配之者

一、兩御門御番人

一、所々御番所御帳付

一、三十人頭并支配之者

一、御奥小將附御徒横目

右勝手次第往來可仕候。

一、定番御馬廻御番頭

一、御横目

一、奥表御納戸奉行

一、御作事奉行并支配之者

一、御書物奉行

右御用有之時分往來可仕候。

先當分如此相極。此儀明日よりに而も、明後日よりに而も被仰出旨。とあり。又翌二年正月二日の條に、年内被仰出、今日より金谷・七十間御門往來之事、御指圖之面々之外被停止之畢。とあり。按ずるに、加藤惟寅の蘭山私記に、寶曆九年四月の火災に、七拾間長屋門火難を遁れ残りたるよし見られたれば、此の門も鼠多門と同じく、寛永の頃造營ありし儘なりしかば、甚だ古き造作なりしこと知られけり。金澤町人野村直五郎の由緒書に、八世之祖父三箇屋九郎兵衛、寛永十三年火事以前は、御堤之邊山崎町角屋敷拜領地居住仕罷在。其砌七十間御門御縮之節は、九郎兵衛住宅に御番所相立。右火事以後、甚右衛門坂下上堤町御門近角屋敷拜領被仰付。とあり。按ずるに、寛永十三年の火事といふは、十二年乙亥五月九日の火災にて、或は十三年とも記載す。先是の七十間門は、未だ金谷出丸出來せざる頃にて、後の門とは異りしと聞ゆ。

○七十間長屋

此の長屋は即ち七十間門をいへり。國事昌披問答に、九十間・五十間・四十間・七十間長屋は、其のケ所何方に候哉。答云。九十間長屋・四十間長屋は、三丸射手異風稽古所の横、與力番所の後、公事場之高に見る長屋也。四十間長屋は、九十間長屋之後也。五十間長屋は、橋爪門續き表式臺前也。七十間長屋は、甚右衛門坂之下に候。とありて、従前城中の長屋は、所謂多門といへる樓門の分は、必ず長屋と門とを兼ねたり。七十間長屋即ち是也。又其の名目は間數を以て稱せり。故に九十間或は七十間など呼べり。金城深秘録に、七十間長屋御門、御長屋七十間之名目なる故に、七十間御門といふ歟。右御長屋は味噌藏と申す名目にて被仰付之由。とあり。今按ずるに、七十間長屋を味噌藏との名目にて被仰付とは、如何なる由縁ならんか。若しくは寛永の頃命ぜられし時、軍用の味噌藏の爲に建築ありたるにや。都て城中の長屋といふものは、其の實庫倉なり。さて此の七十間長屋は、七十間門と同じく、寛永十二年の火災以後建築ありし古き造作なりしかど、明治二年二月十八日